

宮崎県森林整備事業（造林）補助金交付要綱

令和6年5月1日

宮崎県森林経営課

宮崎県森林整備事業（造林）補助金交付要綱

平成14年4月1日
環境森林部森林経営課

（趣旨）

第1条 県は、森林資源を造成し、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全等を図るため、予算で定めるところにより、造林事業を行う森林経営計画の作成者等に対し、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県森林整備事業（造林）実施要領（平成14年4月1日定め。以下「要領」という。）別表1に定める事業主体であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

（補助対象事業）

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる事業は、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）第1の1の(1)に規定する森林環境保全直接支援事業及び第1の1の(2)に規定する特定機能回復事業とする。

（補助対象経費及び補助率）

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、知事が別に定める要領第2に基づき行う事業に要する経費とし、それについての補助率は、別表のとおりとする。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書の提出は省略することができる。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業集計表（森林作業道整備の場合は事業費総括表）（別記様式1号・2号）
- (2) 事業補助金申請内訳書（森林作業道整備の場合は事業費明細書）（別記様式3～5号）
- (3) 収支精算書（別記様式7号）
- (4) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）（直接申請者のみ）
- (5) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第8号）（法人の場合・直接申請者のみ）
- (6) 第2条第4号に係る（暴力団関係者に該当しないことの）誓約書（別記様式第9号）
- (7) その他知事が必要とする書類

3 第9条ただし書きの規定により、概算払により補助金の交付を受けようとする場合の補助金等交付申請書に添付すべき書類は、第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

- (1) 事業集計表（森林作業道整備の場合は事業費総括表）（別記様式1号・2号）
- (2) 事業補助金申請内訳書（森林作業道整備の場合は事業費明細書）（別記様式3～5号）

- (3) 収支予算書（別記様式7号）
 - (4) 第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）（直接申請者のみ）
 - (5) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第8号）（法人の場合・直接申請者のみ）
 - (6) 第2条第4号に係る（暴力団関係者に該当しないことの）誓約書（別記様式第9号）
 - (7) その他知事が必要とする書類
- 4 第1項の補助金等交付申請書の提出期限は、次の表のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

事業区分	提出期限
6月までに施業を行うもの	7月10日
10月までに施業を行うもの	11月10日
12月までに施業を行うもの	1月10日
2月までに施業を行うもの	3月10日

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りではない。

（補助条件）

第7条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して、5年以内（要領第4の2の事業（5）を除く。）にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は当該補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林業生産基盤整備道整備、山村強靱化林道整備、林業専用道整備又は森林災害等復旧林道整備により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (2) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。
- (4) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものに

ついて、当該計画の認定の取消を受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（要領別表3の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。

(5) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行うものについて、同法第40条第1項及び第2項の規定により当該計画の認定の取消となった場合は、当該取り消しを受けた日から起算して過去5年以内実施された当該事業に係る補助金相当額（要領別表3の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画を取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあつては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。

(6) 流域育成林整備事業における事業実施主体が、人工造林の特殊地拵えを行った場合について、正当な理由なく、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないときは、交付を受けた特殊地拵えに係る補助金相当額を返還すること。

(7) 補助金の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了した年度の翌年度の初日から起算して10年間保管しておくこと。

(8) 要領第4の2の(2)において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、森林整備事業（造林）以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

(9) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(10) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第9条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

（実績報告）

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助金交付申請書の提出をもって兼ねるものとする。ただし、第9条ただし書きの規定により、概算払により補助金の交付を受けた場合は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助金の交付決定のあった年度の2月20日までに実績報告をしなければならない。

(1) 事業集計表（森林作業道整備の場合は事業費総括表）（別記様式1号・2号）

(2) 事業補助金内訳書（森林作業道整備の場合は事業費明細書）（別記様式3～5号）

(3) 収支精算書（別記様式7号）

(4) その他知事が必要とする書類

2 第6条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別記様式第6号により該当の補助金交付申請番号等を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額に相当する補助金（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部（正

本1部、副本1部)とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、所轄の農林振興局又は西臼杵支庁の長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年8月1日から施行し、平成2年度に係る造林事業補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に宮崎県知事に対してなされている宮崎県林業関係事業補助金等交付要綱を廃止する要綱(平成2年8月1日定め)の規定に基づく造林事業補助金の交付に係る申請は、この要綱の規定に基づく造林事業補助金の交付に係る申請とみなす。

附 則

この要綱は、平成4年3月2日から施行し、この要綱による改正後の造林事業補助金交付要綱の規定は、平成3年度の予算に係る造林事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年9月28日から施行し、この要綱による改正後の造林事業補助金交付要綱の規定は、平成4年度の予算に係る造林事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年1月10日から施行し、この要綱による改正後の造林事業補助金交付要綱の規定は、平成5年度の予算に係る造林事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年11月18日から施行し、この要綱による改正後の造林事業補助金交付要綱の規定は、平成6年度の予算に係る造林事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年9月27日から施行し、この要綱による改正後の造林事業補助金交付要綱の規定は、平成7年度の予算に係る造林事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度の予算に係る造林事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度の予算に係る造林事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度の予算に係る造林事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、この要綱による改正後の宮崎県森林整備事業(造林)補助金交付要綱の規定は、平成14年度の予算に係る森林整備事業(造林)補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の予算に係る森林整備事業(造林)補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の予算に係る森林整備事業(造林)補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度の予算に係る森林整備事業(造林)補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度の予算に係る森林整備事業(造林)補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の予算に係る森林整備事業（造林）補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の予算に係る森林整備事業（造林）補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の予算に係る森林整備事業（造林）補助金から適用する。
- 2 平成23年度の第1回及び第2回申請分にかかる第9条第1項に定める補助事業実績報告書に添付する書類については、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度の予算に係る森林整備事業（造林）補助金から適用する。
- 2 平成24年度の第1回及び第2回申請分に係る第9条第1項に定める補助事業実績報告書に添付する書類については、改正前の要綱の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度の予算に係る森林整備事業（造林）補助金から適用する。
- 2 平成26年度の第1回申請分に係る第9条第1項に定める補助事業実績報告書に添付する書類については、改正前の要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年度の予算に係る森林整備事業（造林）補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行し、令和2年度の予算に係る森林整備事業（造林）補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行し、令和4年度の予算に係る森林整備事業（造林）補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度の予算に係る森林整備事業（造林）補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月12日から施行し、令和5年度の予算に係る森林整備事業（造林）補助金から適用する。
- 2 森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第 885号林野庁長官通知）第1の2に規定する特定機能回復事業については、令和5年12月12日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行し、令和6年度の予算に係る森林整備事業（造林）補助金から適用する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

事業区分		補助率
森林環境保全直接支援事業	公的森林整備推進事業	事業費の10分の5以内
	流域育成林整備事業	事業費の10分の4以内
特定機能回復事業	森林緊急造成	事業費の10分の4以内
	被害森林整備	事業費の10分の4以内
	重要インフラ施設周辺森林整備	事業費の10分の4以内
	林相転換特別対策（特定スギ人工林）	事業費の10分の4以内
	保全松林緊急保護整備	事業費の10分の7以内

別記
様式第1号（第5条、第10条関係）

造林事業集計表

事務所	市町村	申請者	補助事業区分

		件数	面積	延長	材積	補助金額	備考	
育成単層林整備	人工造林							
	特殊地拵							
	樹下植栽							
	下雪起こし							
	倒木起こし							
	枝打ち							
	除伐							
	保育間伐							
	間伐							
	更新							
	計							
	育成複層林整備	樹下植栽						
下雪起こし								
倒木起こし								
枝打ち								
除伐								
保育間伐								
間伐								
更新								
計								
長期育成循環整備		樹下植栽						
		下雪起こし						
		倒木起こし						
	枝打ち							
	除伐							
	保育間伐							
	間伐							
	更新							
	計							
	その他各種整備	付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備					
			林内作業場及び林内かん水施設整備					
			林床保全整備					
荒廃竹林整備								
小計								
衛生伐								
森林作業道								
森林保全再生整備								
被害木・林内堆積物除去等								
全体計画調査								
共生環境整備								
林内歩道等整備								
用地等取得								
その他整備								
計								
合	計							

事業費総括表

区 分		数 量	単 位	金額(円)	備 考
費 目	工 種				
直接費	伐開		m	/	
	除根		m		
	切土		m ³		
	路盤工		m ³		
	横断溝		箇所		
	丸太筋工		m		
	小計				
間接費	共通仮設費				
	現場監督費				
	社会保険料等				
	小計				
実行事業費合計					
消費税相当額					
実施設計額					
測量設計費					

事業費明細書

路線名	線		
延長	m	事業費	円
区分	金額	積算基礎	
賃金	円		
材料費	円		
機械使用料	円		
小計	円		
共通仮設費	円	運搬費 準備費 安全費 役務費 営繕費 測量設計費	
現場監督費	円		
社会保険料等	円		
実行事業費合計	円		
測量設計費	円		

宮崎県知事 様

住所

氏名（法人にあってはその氏名
及び代表者の氏名）

仕入に係る消費税等相当額報告書

○年○月○日付け第○○号により交付決定通知のあった宮崎県森林整備事業（造林）補助金について、宮崎県森林整備事業（造林）補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金等交付申請番号 | | |
| 2 森林所有者名 | | |
| 3 施行場所（整理番号） | | |
| 4 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額（○年○月○日付け第○○号による確定通知額） | 金 | 円 |
| 5 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 6 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 7 補助金返還相当額（6－5） | 金 | 円 |

様式第7号（第5条、第10条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	予算額（円）	決算額（円）	増減額（円）	摘 要
県補助金				
自己負担金				
計				

2 支出の部

区 分	予算額（円）	決算額（円）	増減額（円）	摘 要
事業費				
計				

特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 _____

チェック欄（いずれか該当する項目にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。
→6か月以内の領収証書の写しを添付してください。
〔 ※県内の主たる事業所所在地の市町村の領収証書。
主たる事業所所在地に居住する従業員がいない場合は、
従業員が最も多く居住する市町村の領収証書。 〕

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。
→確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号： _____

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。
→確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、 _____ 年 _____ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。
つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。
→確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

フリガナ

氏 名

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

生年月日 年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、○○年度森林整備事業（造林）補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者